

○防衛省告示第百十八号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定により、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二十三日

防衛大臣 中谷 元

防衛省の庁舎

対象施設の敷地	東京都新宿区	市谷本村町五番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都新宿区	市谷本村町、荒木町六番地及び十番地から二十三番地まで、市谷加賀町一丁目、市谷加賀町二丁目、市谷砂土原町一丁目、市谷砂土原町二丁目、市谷左内町、市谷鷹匠町、市谷田町一丁目、市谷田町二丁目、市谷長延寺町、市谷仲之町、市谷八幡町、市谷薬王寺町、片町、三栄町十二番地から十四番地まで、十九番

		<p>地から二十三番地まで及び二十六番地から二十九番地まで、住吉町一番及び六番から八番まで、納戸町、本塩町七番地から二十三番地まで並びに四谷坂町</p>
東京都千代田区		九段北四丁目四番及び五番町
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		